

山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例新旧対照表  
 (第一 各条関係)

新

旧

(職員の配置の基準)

第四十五条 略

25 10 略

11 地域密着型特別養護老人ホームに山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十八号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。)  
 (第四百四十七条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十九号)

(第二百二十九条第一項に

規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(次項及び第十三項)において「指定短期入所生活介護事業所等」という。  
 ( )が併設される場合においては、当該併設される事業所の医師  
 については、当該地域密着型特別養護老人ホームの  
 医師により当該事業所の利用者 の健康管  
 理が適切に行われると認められるときは、これを置かないこと  
 ができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例  
 第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所

指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域  
 密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成

(職員の配置の基準)

第四十五条 略

25 10 略

11 地域密着型特別養護老人ホームに山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十八号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。)  
 (第四百四十七条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十九号。次項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。)  
 (第二百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下この項から第十三項まで)において「指定短期入所生活介護事業所等」という。  
 ( )が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの  
 医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管  
 理が適切に行われると認められるときは、これを置かないこと  
 ができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例  
 第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定介  
 護予防サービス等基準条例第九十七条第一項に規定する指定介護  
 予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型  
 指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所(指定地域密着型

十八年厚生労働省令第三十四号。第十四項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。第十四項において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 略

14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

（以下この項において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員

サービス（介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下この項及び第十四項において同じ。）に該当する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所（指定地域密着型サービスに該当する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）

が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 略

14 地域密着型特別養護老人ホームに指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス（介護保険法第五十四条の二に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。）に該当する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この項において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員

を置くほか、当該併設される事業所に

介護保  
険法第七十八条の四第一項及び第百十五条の十四第一項の

市町村の条例で定める基準のうち 指定小規模多機能型居

宅介護事業所等で事業を行う者が当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に置くべき人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該併設される事業所の 職務に従事することができる。

15] 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の

職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に介護保  
険法第七十八条の四第一項及び第百十五条の十四第一項の規定に  
より市町村の条例で定める基準において、指定小規模多機能型居  
宅介護事業所等で事業を行う者が当該事業所

に置くべき人員に関する基準を満たす従業者が置かれて  
いるときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当  
該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することが  
できる。